

想 続

生前贈与はココに注意！

日本想続協会 代表・税理士 内田麻由子

相続税の増税が予定されていることもあり、生前贈与のご相談が増えています。贈与税について勘違いしていたために、あとで多額の相続税がかかってしまうことがあります。正しい知識で、あげる人ももらう人もHappyな生前贈与ができるといいですね。今回は、生前贈与の注意点と心得についてみていきましょう。

● 「あげたつもり」ではダメ

相続対策のつもりで、子や孫には内緒で、子や孫の名義の通帳に少しずつ貯金している方がいます。しかしそれでは「あげたつもり」であり、残念ながら贈与したことにはなりません。

Aさん(60歳)は、子Bさん(30歳)には内緒で、毎年110万円をBさん名義の通帳に預金していました。Bさんはそのことを知らず、通帳・印鑑・キャッシュカードもAさんが持っています。10年後、Aさんが亡くなりました。子Bさん名義の預金1100万円は、実質的にはAさんの預金であるとして、相続税の対象になってしまいます。

贈与は「あげますよ」「もらいますよ」というお互いの意思疎通があってはじめて成立するものです。贈与を受けた人が、贈与されたお金を自由に使える状態になっていなければ、贈与したとはいえません。したがって、通帳や印鑑は、贈与した人(親・祖父母)ではなく、贈与を受けた人(子・孫)が管理するようにしましょう。

● 「名義預金」とは

「夫のものはワタシのもの、ワタシのものもワタシのもの」という奥様がたまにいらっしゃいます。通常はそれでも夫婦円満なら問題ないのですが、相続では話が違ってきます。

結婚以来ずっと専業主婦のCさん(70歳)は、夫Dさん(75歳)のお給料や退職金の約半分を自分名義の預金にしてきました。Dさんが亡くなりました。夫Dさん名義の預金は2,000万円です。妻Cさん名義の預金は3,000万円ありました。ではDさん名義の預金2,000万円だけを相続税申告の対象にすればよいかというと、そうではありません。Cさん名義となっている預金3,000万円(これを「名義預金」といいます)についても、実質的には亡くなったDさんの財産であるとして、相続税の対象になります。つまり、名義だけで判断はしないということです。

生命保険についても、保険証券に記載されている契約者の名義がだれであるかにかかわらず、実質的な保険料負担者がだれなのかによって、課税関係が決まります。

● 「贈与の証拠」を残す&「早く始めて少しずつ贈与」する

親子や夫婦など親族の間でも、税務署に対して贈与が成立していることを証するためには、贈与の証拠を残すことが大切です。具体的には、①贈与の都度、贈与契約書をつくる ②贈与は現金ではなく振り込みで行う ③贈与税の申告をする（贈与税の基礎控除額 110 万円を超える贈与を受けた場合）の3点に気をつけましょう。

基礎控除 110 万円以下での贈与を考える方が多いのですが、多少の贈与税を払ってでも子や孫へ贈与しておいたほうが、後の相続税が軽減される場合もあります。何千万円ものお金をただ銀行や郵便局に預けているだけでは、相続のときに多額の相続税がかかり、結局はその大切なお金が数百万円も目減りしてしまいます。早く始めて少しずつ贈与した方がトクなのです。

● 孫に投資するのが一番！？

この4月からスタートした「**教育資金の一括贈与の非課税制度**」に関心をお持ちの方も多いようです。祖父母が、30歳未満の孫へ、教育資金を一括で贈与した場合には、孫1人につき1,500万円まで非課税とする制度です。1,500万円のうち塾や習いごとにも500万円まで使えます。

「一括で」贈与しても非課税というのがポイントです。もともと「必要な都度」孫の教育費を出してあげる分には贈与税はかかりませんが、お孫さんが高校生・大学生になるまで元気でいられるとは限りません。現在、お孫さんがまだ幼児でも、平成27年12月までにこの制度を使って一括で贈与しておく、将来、お孫さんが大きくなったときに、手続きした銀行からお金を引き出して教育費に充てることができます。

それにしても、日本の教育費は高すぎますね。1人仕上げるのに（大学・大学院まで）1,000万円～2,000万円かかります。習いごとや海外留学をさせたくてもそこまでは余裕がないという子育て世代や、教育費が高いために2人目の子どもはあきらめるといふ若い夫婦もいます。

長寿化で「老老介護」が社会問題となっています。みなさんが80代～90代になって介護が必要になったときには、お子さん達もすでに50代～60代ですから、頼りになるのは孫なのです。今、かわいい孫に教育資金を贈与して、いい教育を受けてもらい、立派な社会人になってもらって、将来、孫に大事にしてもらうのが一番確実な投資ではないでしょうか。

● 子や孫の幸せを願って

いくら財産をたくさん遺して死んでも、子や孫から「ありがとう」の声を直接聞くことはできません。元気なうちに子や孫に贈与すれば、子や孫から感謝され、「ありがとう」と言ってもらえます。子や孫の喜ぶ顔を見ることもできます。

相続に「財産の相続」と「心の相続（想続）」があるように、贈与にも「**財産の贈与**」と「**心の贈与**」があります。相続対策になるからという理由だけで贈与するのではなく、子や孫の幸せを願う気持ちで贈与したいですね。

贈与してもらった子や孫は、恵まれていることに感謝し、親や祖父母の気持ちのこもったお金を大切に活かして使うことです。経済的な豊かさだけでなく、心の豊かな人間になることが、親や祖父母への恩返しになるのではないのでしょうか。

